牧瀬富美江（代理店）　福岡県福岡市西区拾六町四丁目三〇―二二　平成二十六年十月三十一日
中村　惠子（代理店）　長崎県長崎市樫山町七五四―三　平成二十六年十一月十八日
田中　祐子（代理店）　長崎県西彼杵郡長与町岡郷四三六サシキツインハイツB二〇一　平成二十六年十一月二十八日
野上　飛鳥（代理店）　福岡県福岡市西区愛宕浜四―四八―一一　平成二十六年十一月三十日
平木しのぶ（代理店）　福岡県福岡市博多区寿町二丁目八―一九―二〇一　平成二十六年十一月三十日
河野ともよ（代理店）　長崎県佐世保市山祇町一〇―三ホワイトコーポ二〇二　平成二十六年十二月二十四日
鈴木　友里（代理店）　福岡県大野城市大城四丁目二二―二―一〇二　平成二十六年十二月二十四日
池田　晃子（代理店）　佐賀県西松浦郡有田町立部乙一〇〇―三　平成二十六年十二月二十六日
前田由起子（代理店）　長崎県長崎市昭和二丁目一五―一―八〇九　平成二十六年十二月三十一日
中村　昇子（代理店）　佐賀県神埼市千代田町詫田六四〇―七　平成二十六年十二月三十一日

六、営業保証金の額　金五百万円
七、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。
八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十八年四月十五日

長崎県長崎市稲佐町二番二号
株式会社メモリーズ
代表取締役　吉田　茂視

真岡発電所建設計画に係る環境影響評価書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十一条第二項の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しましたので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所
株式会社コベルコパワー真岡
代表取締役社長　橋本　公男
栃木県真岡市鬼怒ケ丘十六番地
二、対象事業の名称、種類及び規模
真岡発電所建設計画
ガスタービン及び汽力
（コンバインドサイクル発電方式）
出力　六十二万四千キロワット×二基
三、対象事業が実施されるべき区域
栃木県真岡市鬼怒ケ丘一丁目
四、関係地域の範囲
栃木県真岡市、上三川町、宇都宮市、芳賀町
五、評価書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間
宇都宮市塙田一丁目一番二〇号
栃木県　環境森林部　環境森林政策課
栃木県　県民生活部　広報課　県民プラザ室
真岡市荒町五一九七番地
栃木県　芳賀県民相談室
真岡市田町一五六八番地
栃木県　県東環境森林事務所
真岡市荒町五一九一番地
真岡市　産業環境部　環境課
河内郡上三川町しらさぎ一丁目一番地
上三川町　住民生活課
宇都宮市旭一丁目一番五号
宇都宮市　環境部　環境政策課
芳賀郡芳賀町祖母井一〇二〇番地
芳賀町　住民生活部　環境対策課
真岡市鬼怒ケ丘十五番地
株式会社神戸製鋼所　真岡製造所
平成二十八年四月十五日（金）から平成二十八年五月十六日（月）まで
（ただし、閉庁日は除く。）
午前九時から午後五時まで
（施設によっては異なる場合があります。）
縦覧期間中は左記のウェブサイトにて本評価書及び要約書を閲覧いただけます。
http://www.kobelco.co.jp/assessment/moka/index.html

平成二十八年四月十五日

栃木県真岡市鬼怒ケ丘十六番地
株式会社コベルコパワー真岡
代表取締役社長　橋本　公男

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十五日

兵庫県尼崎市昭和通二丁目六番六八号尼崎市中小企業センター六階
尼崎機械金属厚生年金基金
代表清算人　瀬良　之敏

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から平成二十八年七月三十一日までにお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十五日

岩手県盛岡市大通三丁目二番八号
岩手県機械金属厚生年金基金
代表清算人　藤沼　弘文

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年 4 月 15 日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①丸紅建材株式会社　②東京都知事(2)89100　③代表取締役　鈴木直宏　④東京都中央区日本橋箱崎町36番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋箱崎町36番２号　丸紅建材株式会社
代表取締役　鈴木直宏

①住友不動産株式会社　②国土交通大臣(5)38　③代表取締役　仁島浩順　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　千葉県船橋市印内町593―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長
⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　住友不動産株式会社　代表取締役　仁島浩順

①住友不動産株式会社　②国土交通大臣(5)38　③代表取締役　仁島浩順　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県川崎市川崎区駅前本町12―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　住友不動産株式会社　代表取締役　仁島浩順

①いちご不動産投資顧問株式会社　②国土交通大臣(1)第8435号　③代表執行役　織井渉　④東京都千代田区内幸町一丁目１番１号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市中央区本町４丁目１番７号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区内幸町一丁目１番１号　いちご不動産投資顧問株式会社　代表執行役　織井渉